

平成29年11月12日執行 葛飾区議会議員選挙

選挙争訟（当選人の更正決定に至るまで）の経緯

平成29年11月12日（日） 葛飾区議会議員選挙・葛飾区長選挙執行（投票日）

投票総数：162,399票 投票率：43.62%

11月13日（月） 開票事務に併せ、選挙会を開催

葛飾区選挙管理委員会（以下、区選管という。）第17回
臨時会において、当選人の決定・告知・告示

大森ゆきこ候補（以下、大森候補という。）

2,176票【最下位当選】

会田ひろさだ候補（以下、会田候補という。）

2,175票【次点】

11月21日（火） 会田候補が当選の効力に関する異議申出書を区選管に
提出・受理

<異議申出の理由>

（1）無効投票とされたものの中に会田候補の有効投票と
されるべきものがあると思われる。

（2）大森候補の有効投票とされたものの中に他の候補者
の有効投票とされるべきものが含まれている疑いがある。

（3）会田候補と関わりのある者が選挙立会人に選ばれて
いないため、会田候補に係る投票についての確認が十
分になされていない疑いがある。

12月14日（木） 区選管第19回臨時会において、当選の効力に関する
異議申出に対し、審理手続きを終結し、棄却を決定

<棄却決定の理由>

（1）本件選挙の選挙会は、場所及び日時、開票事務を選
挙会事務に併せて行うかどうかの告示、選挙立会人の
選任など公職選挙法の規定に基づく手続きが適法に行
われ、選任された7名の選挙立会人の参会を得て、適
法に開催された。

(2) 会田候補からは公職選挙法の規定に基づく選挙立会人の届出がなされていないことから、会田候補と関わりのある者が選挙立会人に選ばれていないとしても、選挙立会人は選挙会に関する事務の公正な執行を監視するとともに、選挙長を補佐し、その公正な執行を確保するものとされている。

(3) その選挙会において、開票手続きは厳正に行われたこと、疑問票を含む全ての投票について従事職員による2回以上の点検を実施した上で選挙立会人及び選挙長に回示していること、投票の効力の決定は選挙立会人の意見を聴き、選挙長が決定したことなどを鑑みると、会田候補の主張する得票の確認によっても、選挙の結果に異動を及ぼすところはないと判断する。

12月25日(月) 会田候補が当選の効力に関する審査申立書を東京都選挙管理委員会(以下、都選管という。)に提出・受理

<審査申立の理由>

全票の再点検を要望したが、区選管の決定書によると従事職員による2回以上の点検を実施した上で、選挙立会人及び選挙長に回示して決定しているため、再度の得票の確認によっても選挙結果に異動はないと判断している。しかし、このような手続きはどの選挙でも行われていることであり、このことをもって要望を退けるのは不当、不服である。

※ その他、異議申出の理由と同じ。

平成30年 1月18日(木) 都選管第1回臨時委員会において、葛飾区議会議員選挙に係る全投票の開披点検を2月3日(土)に実施することを決定

2月 3日(土) 都選管による全投票の開披点検を実施

<立会人による摘出票> 合計81票

大森候補の有効票 16票 会田候補の有効票 32票
無効票から 33票

2月21日(水) 都選管第2回臨時委員会において、当選の効力に関する
審査申立てに対し、審理手続きを終結し、次のとおり裁決

① 区選管の棄却決定の取消し

② 大森候補の当選の無効

<裁決の主な理由>

大森候補の有効票から抽出された「大森ひでこ」「大森ようこ」と記載された票（以下、各係争票という。）については、大森候補の氏と木村ひでこ候補・くぼ洋子候補の名と一致しており、それぞれの候補の氏及び名にはいずれも類似性が認められないことから、いずれの氏名を記載したか判断し難く、それぞれの候補の氏及び名を混記したものとして無効と判断せざるを得ない。

したがって、大森候補の得票数は2, 174票、会田候補の得票数は2, 175票となり、会田候補の得票数が上回る。

3月22日(木) 大森候補が都選管の裁決を不服として、東京高等裁判所に
裁決取消を請求する訴訟を提起

7月25日(水) 東京高等裁判所が大森候補の請求を棄却する判決を言渡す
<東京高等裁判所の判断>

(1) 各係争票の名「ひでこ」及び「ようこ」は大森候補の名である「ゆきこ」とは字形等の表示上及び音感上明らかに相違している。

(2) 「こ(子)」は一般的にわが国の女性の名前の末尾に付けられることが多い文字であるから、女性名につき個人を特定する機能は高くなく、本件選挙の女性候補者15名の約半数である7名の候補者の名の末尾に「こ」が付いていることに照らすと、末尾が「こ」で終わる複数の女性通称について表示上・音感上の類似性を考察するにあたっては「こ」の前の部分を重視すべきと考えられる。

(3) 投票の効力の判定において候補者の名よりも氏の方を優先させる規定は公職選挙法の中に存在しないこと、一般的に選挙人が候補者の名よりも氏に着目しこれを重視するとまではいえないこと、「大森」という氏が格別特殊で他の氏と明らかに区別される希少かつ特徴的なものであるといえないことも併せ考慮すると、各係争票は大森候補の氏名、木村ひでこ候補の氏名又はくぼ洋子候補の氏名のいずれかに最も類似していると認めることはできないというべきであり、大森候補に対する有効票と認めるに足りる特段の事情が見当たらないとする判断が覆されるものではない。

8月 6日(月) 大森候補が上告受理申立書を提出

12月11日(火) 最高裁判所が上告不受理を決定

12月14日(金) 区選管第7回臨時会において、大森候補の当選無効を告示

12月21日(金) 葛飾区議会議員選挙更正決定選挙会を開催し、会田候補を当選人と決定

区選管第8回臨時会において、当選人の告知・告示

当選証書付与式において、会田候補に当選証書を付与
